

令和 8 年 度
さいたま市社会福祉事業団 職員採用試験
(嘱託Ⅱ種／主事) 受験案内



社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

この採用試験を受験される方へ



《受験案内をご覧になる前に必ずお読みください。》

- 1 さいたま市社会福祉事業団は、さいたま市の外郭団体として、自主施設及び市が公募する社会福祉施設等の指定管理者として選定された施設の経営をしています。
- 2 当事業団の職員は、施設利用者の支援、介護、育成、その他の仕事を職務としますので、ソーシャル・ワーカーとしての専門的知識や技能に加えて、高度の倫理性が要求されます。
- 3 今回募集する職員は、事業団が運営する施設又は事務局で勤務する主事（事務職）で、令和8年度末までの有期雇用契約となりますが、その後も勤務良好であれば1年毎に契約を更新します。契約期間が5年を超えると、無期雇用契約の申込権が発生し、無期雇用に変換することができます。
- 4 当事業団の職員は、公務員ではありませんので、民間の会社員と同じように厚生年金保険や健康保険等の社会保険制度に加入します。
- 5 給与、勤務時間、休暇等の勤務条件については、さいたま市社会福祉事業団の規定に基づくものとなります。
- 6 採用後も人事異動により、他の施設等に異動する場合があります。

1 募集人員及び職務内容

職 種	人数	職 務 内 容
主 事 (事務職)	1 名程度	社会福祉施設等※における経理事務・一般事務等の業務に従事します。変則勤務の場合があります。 ※最初の勤務地は、事務局（大宮ふれあい福祉センター）となりますが、さいたま市社会福祉事業団が運営する他の施設（老人福祉センター、児童センターを除く。）に異動する場合があります。

2 受験資格

学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した方

3 選考方法及び日程

選考方法	日 時	場 所
個別面接	随 時 ※申込み受付後、日程 の調整をします。	大宮ふれあい福祉センター

※ 受験申込書に記載する連絡先E-mailには、saiyou@saicity-j.or.jpからのメールを受け取れるよう事前に設定してください。

※ 結果通知が、届かない場合は**9 問い合わせ先**まで、電話で確認してください。

4 応募方法

- ・さいたま市社会福祉事業団のホームページ、採用情報（正規職員・嘱託）で該当の受験申込書をダウンロードし、作成のうえ、エントリーフォームからお申し込みください。または、**9 問い合わせ先**まで郵送してください。

（ホームページアドレス <https://www.saicity-j.or.jp/>）

- ・内容不備の場合は受付できませんので、必ず確認してからお申し込みください。
- ・受付確認のため、お申し込み後に受信確認メールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、**9 問い合わせ先**までご連絡ください。
- ・申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

5 申し込み締め切り日

随時（※採用が決定次第終了します。）

6 合格から採用まで

- （1）合格者は、原則として、採用決定日以降の月初めからの採用となります。
- （2）採用決定後に、次のことが明らかになった場合は採用を取り消します。
 - ① **2 受験資格**で求める所定の資格を取得できなかったことにより、受験資格がないこと。
 - ② 申込書等の記載に虚偽又は不正があること。
 - ③ 心身の故障のために職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと判断されたとき。

7 就業条件

- （1）所定労働日
4週間のうち20日（所属長の指定する日）

(2) 勤務時間

4週間を平均して1週間あたり38時間45分（1日あたり7時間45分）

(3) 休 暇

① 年次有給休暇

20 日（初年度は、採用月により日数が異なります。）

② その他

病氣休暇、特別休暇（結婚、出産、忌引等）、育児休業、介護休暇

(4) 給 与 (令和8年4月1日現在)

① 給 料

月 額 191,200円(固定給)

② 諸手当

ア 通勤手当

限 度 額 66,400円/月

イ 期末・勤勉手当(ボーナス) 年 合 計 2.4月 (年2回)

※ 給料等の額は規定の改正により、変わる場合があります。

8 その他

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」）に基づき、こども性暴力防止法第2条第6項に定める「教育保育等従事者（※）」に該当する等、こどもと接する業務に従事する場合は、こども性暴力防止法第2条第7項に定める特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

当法人では人事異動により当該業務に従事する可能性があるため、本試験の合格後、採用手続き等の過程において、法令及び就業規程に基づき、必要な範囲で性犯罪歴の有無に関する公的照会その他の確認手続きを行うことがあります。

※ 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、放課後児童健全育成事業等

9 問い合わせ

330-0801

さいたま市大宮区土手町1-213-1 (大宮ふれあい福祉センター1階)

社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団 事務局（担 当） 総務課

Tel 048-669-0033 / Fax 048-652-6777

ホームページ : <https://www.saicity-j.or.jp>

『あなたの笑顔、みんなのしあわせ』



社会福祉法人

さいたま市社会福祉事業団